

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

21期(1967/昭和42年)

古き良き時代



会員 古田 佑紀 (21期)

時代背景

私の修習期間は昭和42年から昭和44年まで(1967～1969)である。いわゆる高度成長期のさなかにあり、昭和39年(1964)の東京オリンピックの開催、東海道新幹線の開通などを経て、多くの国民が豊かな社会への夢と希望を抱いた活力ある時代であった一方で、60年安保闘争後の学生運動の分裂・過激化、大学紛争の発生などラディカリズムの蔓延や高度経済成長に伴う環境汚染の深刻化など、その後の日本社会の様々な分野に大きな影響をもたらした現象が多数生じた時代であった。この時代は、大まかに見れば、その根底において、戦前からの旧制高校的な気概やおおらかさを是とする雰囲気と戦後の個人主義を背景としたリベラリズムに対する強い傾倒が混在した時期であって、私たちの世代は、人によって程度の差はあっても、多かれ少なかれ両者の影響を受けたように思われる。

印象に残る人々

修習中に会った人には強い個性を感じる人が少なくなかったが、人から聞いた話も含めて強い印象を受けたことをいくつか紹介する。

修習生にはいわゆる起案があり担当教官の講評がついて戻ってくるが、辛辣な講評をもらった話をよく耳にした。多くは忘れてしまったが、鮮明に覚えているものに、刑裁の起案で「民訴法248条を見よ」という講評を付けられたという話がある。修習生は、民訴法とは刑訴法の間違いではないかと考えたが、刑訴法248条は起訴便宜主義の規定であって、講評の趣旨が理解できなかった。そこで教官に聞いたところ、「民訴法と書いてある。民事訴訟法を見なさい」といわれ、

民訴法248条(旧)を見ると、外国語の文書には訳文を添付せよという規定で、絶句したという。このような講評は強い自信がなければできないことで、確かに当時の教官は自信に満ち溢れている印象を受ける人が多かった。もっとも、この修習生もめげてしまったという話は耳にしておらず、教官もその程度ではへこたれない人物だと分かって付けたような気がする。実務修習でも、修習地は静岡であったが、米国関係の知財訴訟が起き、米国側からローカルな裁判所でやれるのかというようなことをいわれて、当然ではあるが担当裁判官がいたく憤慨しており、その気概に感銘を受けたこともある。

修習生活

実務修習中の出来事であるが、いわゆる金嬉老事件(在日韓国人二世が暴力団員を殺害して大井川上流寸又峡の旅館に立て籠もった事件)が発生し、差別問題が背景にあるという話が出たため、大きな関心を持たれた。第1回公判期日に修習生も傍聴を希望したところ認められなかったことから、騎虎の勢いで傍聴券入手のため徹夜で並んだ。そこへ行きつけのイタリア料理屋のママが夜食を差入れに来てくれ、それをテレビ局が撮影しようとしたため、口論になった。裁判所から特に注意などはなかったが、困惑したかもしれない。また、時には研修所の講義を抜け出して外で「勉強」する者もいたようだし、私自身も真面目な修習生とはいえなかった。今ではおそらく考えられないことであろう。振り返ると、色々な面でおおらかな雰囲気があり、是非はともかく、「古き良き時代」の名残があったように思われる。